

春日井市市道認定基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市道の認定基準について必要な事項を定めるものとする。

(市道の認定基準)

第2条 市道として認定するものは、幅員が6メートル以上で一般交通の用に供する物的施設が整っているものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 旧国道、県道を市道として払い下げを受ける道路
- (2) 昭和43年3月1日以前に設置された幅員が4メートル以上ある道で一般交通の用に供されているもの
- (3) 春日井市私有道路敷寄付採納要綱（平成21年9月1日施行）の規定により寄付採納されたもの
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可又は同項第4号から第9号の規定によって設置された道路
- (5) 春日井市生活道路拡幅整備要綱（平成21年9月1日施行）の規定によって拡幅整備されたもの
- (6) 春日井市街づくり支援要綱（平成21年4月1日施行）の規定により拡幅整備されたもの

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 市道認定基準に関する要綱（昭和48年12月25日施行）は廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。